

自然な部分はなく、「寺前康史」、「平田功治」及び「平井洋治」名義で利用契約が締結されたものについても、その申込書や本人確認資料に一見しただけでは不審な部分は認められないことからすれば、本件各電話回線が犯罪行為に利用されることを認識し得る具体的な事情があったとはいえないところである。したがって、被控訴人光システム及び被控訴人大館において、本件各電話回線の利用契約締結の際、本件各電話回線が何らかの犯罪行為等に利用されることを認識せず、特に、本人確認資料の内容が真実かの調査まではしなくとも、直ちに本人確認に関する注意義務を怠ったとまでは認め難く、ほかに被控訴人光システム及び被控訴人大館において、相被告会社又はその関係者と共同して詐欺行為を行ったことを認めるに足る証拠はない。

以上によると、被控訴人光システム及び被控訴人大館について、訴外会社との共同不法行為は成立せず、被控訴人大館の会社法429条1項の責任も認められない。

ウ よって、控訴人らの上記主張は採用できない。

第4 結論

以上のとおりであるから、控訴人らの被控訴人光システム及び被控訴人大館に対する本件各控訴は理由がないから、いずれも棄却し、他方、被控訴人井上及び被控訴人野口に対する本件各控訴は一部理由があるから、これに基づき、原判決中被控訴人井上及び被控訴人野口に関する部分をいずれも取り消した上、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 杉原 則彦
裁判官 山口 均
裁判官 朝倉 佳秀

- 別紙1 債権額計算書（控訴人X2）（略）
別紙2 債権額計算書（控訴人X3）（略）

◇ 探偵・興信所・和解

特定の女性と交際できる（恋愛関係を築くことができる）と謳って顧客を勧誘し、次々と追加調査を契約させ、契約代金合計金1239万6000円を支払わせたという事件につき、請求原因を認めた上で全額の支払いを認める和解（なお、完済時に弁護士費用免除）が成立した。

福岡地方裁判所久留米支部
平成28年2月19日和解

第1回口頭弁論調書（和解）

事件の表示 平成27年(ワ)第378号
期 日 平成28年2月19日午前10時00分
場所及び公開の有無 福岡地方裁判所久留米支部
民事部法廷で公開

裁判長裁判官	太田雅也
裁判官	園田 稔
裁判官	松井ひとみ
裁判所書記官	岩崎弘毅
出頭した当事者等 原告代理人	青木歳男
被告会社代表者兼被告	Y2
被告	Y3

弁論の要領等

原告

訴状陳述

被告ら

- 1 請求棄却及び訴訟費用原告負担申立て
- 2 訴状記載の請求原因事実はすべて認める。

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

原告	X
訴訟代理人弁護士	青木歳男
被告	Y1
代表者代表取締役	Y2
被告	Y2
被告	Y3

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状記載のとおりであるからこれを引用する（訴状送達日の翌日は被告Y1につき平成28年1月15日、被告Y2につき同年2月2日、被告Y3につき同月3日。）。

第3 和解条項

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、1363万5600円の支払義務があることを認める。
- 2 被告らは、原告に対し、前項の金員のうち100万円を、本法廷の席上で支払い、原告はこれを受領した。
- 3 被告らは、原告に対し、連帯して、第1項の金員から第2項の金員を控除した残額である1263万5600円のうち1140万円を、平成28年3月から平成32年11月まで、毎月末日限り20万円ずつに分割して、福岡銀行博多駅前支店の青木歳男（アオキトシオ）名義の普通預金口座（口座番号2869769）に振り込む方法で支払う。
但し、振込手数料は被告らの負担とする。
- 4 被告らが前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が40万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告らは、原告に対し、連帯して、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 5 被告らが、前項により期限の利益を失うことなく第3項の分割金を支払ったときは、原告は、被告らに対し、第1項のその余の金員の支払義務を免除する。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告及び被告らは、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は、各自の負担とする。

銀行・証券・保険・先物

◇ 証券投資・E B債

E B債の販売勧誘につき、原審の事実認定を覆し、証券会社が契約締結前交付書面をE B債の注文前に交付せず、かつ、元本欠損のおそれや元本欠損が生じる仕組みの重要部分を説明していなかったと認定し、金融商品販売法5条による説明義務違反による責任を認め、過失相殺なしで全額賠償を命じた事例。

大阪高等裁判所 平成27年12月10日判決

平成27年(ネ)第1860号
損害賠償請求控訴事件（原審・大阪地方裁判所
平成24年(ワ)第2775号）

判 決

控訴人(亡A訴訟承継人)	X
訴訟代理人弁護士	三木俊博、外3名
被控訴人(みずほインベスターズ証券(株)訴訟承継人)	みずほ証券(株)
代表者代表取締役	本山博史
訴訟代理人弁護士	松本好史、外4名

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金1039万1200円及びこれに対する平成20年11月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は第1、2審を通じてこれを10分し、その9を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨（略）

第2 事案の概要（略）

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠（略）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) A保有の金融資産

Aは、短大卒業後に会社勤めをし、昭和54年に控訴人と婚姻し、昭和58年に長女をもうけ、パー